6か月間

※出産とは、 妊 **娠85日(4**

月間

▼多胎妊娠の場合

(属する月の3か月前から 出産予定日または出産日

申 請

の属する月の前月から4か 出産予定日または出産日

単胎妊娠の場合

保険料が免除される期間

で、 月1日以降の方 出産日が平成31年2

合わせください。 Ó で、

産前産後免除の申請方法

先

住民課国保年金班

納めた期間として計算され 対象となる方 国民年金第1号被保険者

付加保険料の納付ができます

将来、

年金を受給する際に

0)

れる制度が始まります。

産前産後期間の免除は、

を行った際に、出産前後の 年金第1号被保険者が出産

4月1日(月)から、国

民

月

以上

0 出

産

で、

死

産 か

・流産・早産された方

期

K 険料

除制

度

が

始

ま

ります

4

月

1

H

か

6

玉

年

金

保

険

料

の産前

産

後

定期間の保険料が免除さ

乗せして納めることで、 保険料(月額400円)を上 ができます。 給する年金額を増やすこと 方は、 国民年金第1号被保険 定額保険料に付加

ができます。 付加保険料は納付すること 金保険料は免除されますが、 産前産後期間は、 国民年

または年金事務所へお問 する方は別途申請が必要で 付加保険料の納付を希望 住民課国保年金班

閻千葉年金事務所

申請受付

※ただし、申請受付は4月 ら申請できます。 出産予定日の6 か 月 前

申請書類

所に備え付けます。 から住民課または年金事務 申請書は、 ので、ご注意ください。 1日(月)からとなります 4 月 1 日 月

▼出産前に申請する場合

さい。 康手帳などをお持ちくだ 出産予定日が分かる母子

▼出産後に申請する場合

ときには、 険者とお子さんが別世帯の どは原則不要ですが、 きるため、 出産日は住民課で確認で 出生証明書など 母子健康手帳な 被保

の出産日と親子関係が分か

国民年金保険料

る書類をお持ちくださ

退職(失業)による特例免除

国民年金保険料の納付について、退職(失業)により保険料を納めることが難しくなった場合は、申請 により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)時 の特例免除では、退職(失業)者の所得が審査対象から除外されます。

※退職(失業)者以外に一定額以上の所得がある方がいる場合は、特例免除は認められませんので、ご注 意ください。

○申請に必要なもの

- 個人番号(マイナンバーカード・通知カード等)または基礎年金番号(年金手帳等)が分かるもの
- 印かん
- 失業していることが確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格 者証·雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)
- **週千葉年金事務所**

☎043 − 242 − 6320

住民課国保年金班

☎84 − 1214

